

5

## 65歳超雇用推進助成金

高年齢者の安定した雇用の確保のため、65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業等に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下、「申請事業主」という）が、次の（1）～（3）のいずれかを就業規則又は労働協約に規定し、実施した場合に受給することができます。

- （1）65歳以上への定年引上げ
- （2）定年の定めの廃止
- （3）希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。  
そのうち特に次の点に留意してください。
  - （1）定年引上げ等の実施状況や制度の規定にあたって費用を負担した状況を明らかにする書類等を整備・保管し、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）から提出を求められた場合にそれに応じること
  - （2）支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※1）が1人以上いること
- ※1 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。また、期間の定めのない労働契約を締結する労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
- 2 定年引上げ等の措置の実施に要した経費を支払っていること

#### 注意

次の場合は支給対象となりません。

定年引上げ等の措置を実施した日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条（60歳以上の定年を定めていること）または第9条（65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること）の違反がある場合

### 支給額

- 1 本助成金は、対象となる措置を実施した内容に応じて、下表の額が支給されます（※2）

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ又は定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※2 定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、当該措置の実施日の翌日から起算して2か月以内に、「65歳超雇用推進助成金支給申請書」に必要な書類を添えて（※3）、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に支給申請してください。

※3 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意点

- 1 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。